

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 1 月 16 日 (金) 号外第 1 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則
(1) (業務効率化室) 3
- ◇ 訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (1) (人事・評価室) 5

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

臨時的任用職員の任免及び給与の決定（以下「任免等」という。）のを見直し、任用期間が1月未満の臨時的任用職員の任免等を各所属が行うこととすることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア 各所属が任免等を行う臨時的任用職員は、任用期間が1月未満（現行 16日未満）の者とする。

イ 人事・評価室が任免し、又は給与室が給与の決定を行う臨時的任用職員は、任用期間が1月以上（現行 16日以上）の者とする。

(2) 鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正

出納局長の専決事項を定める規定中、任免等について出納局長が専決することができる臨時的任用職員は任用期間が1月未満（現行 16日未満）の者とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県出納局等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第1条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後											改正前												
別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事務に係る事務処理権限											別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 共通事務に係る事務処理権限												
事 項		事務処理権限の区分									事 項		事務処理権限の区分										
種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者						知事	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者					
			部長	局長	課長	担当職員	地方機関の長	部長	局長	課長	担当職員				地方機関の長	部長	局長	課長	担当職員	地方機関の長			
略											略												
三 組織及び人事管理に関する事務	略	14 当該所属における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時任用職員(任用期間が1月未満の者に限る。)の任免及び給与の決定									三 組織及び人事管理に関する事務	略	14 当該所属における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時任用職員及びこれらの者に準ずる職員(任用期間が6日未満の者に限る。)の任免及び給与の決定										
略											略												
別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 行政改革推進局、人権局、地づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興政策総室、市郷町石局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限											別表第3(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 行政改革推進局、人権局、地づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興政策総室、市郷町石局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限												
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分									所 属 名	事 項		事務処理権限の区分								
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者						知事	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
人事・評価室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略	3 同法第22条第2項に規定する臨時任用職員(任用期間が1月未満の者を除く。)の任								一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略	3 同法第22条第2項に規定する臨時任用職員及びこれらの者に準ずる職員(任用期										

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">免</td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td></tr> <tr><td>略</td><td colspan="18"></td></tr> <tr><td>略</td><td colspan="18"></td></tr> <tr><td>給与室</td><td>一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務</td><td>略</td><td colspan="15"></td></tr> <tr><td></td><td>2 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員（任用期間が1月未満の者を除く。）の給与の決定</td><td></td><td colspan="15"></td></tr> <tr><td></td><td colspan="18"></td></tr> <tr><td>略</td><td colspan="18"></td></tr> <tr><td>略</td><td colspan="18"></td></tr> </table>	免																			略																			略																			給与室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略																	2 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員（任用期間が1月未満の者を除く。）の給与の決定																																				略																			略																			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;">間が16日未満の者を除く。）の任免</td> </tr> <tr><td>略</td><td colspan="20"></td></tr> <tr><td>略</td><td colspan="20"></td></tr> <tr><td>給与室</td><td>一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務</td><td>略</td><td colspan="18"></td></tr> <tr><td></td><td>2 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員及びこれらの者の職に差する職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の給与の決定</td><td></td><td colspan="18"></td></tr> <tr><td></td><td colspan="20"></td></tr> <tr><td>略</td><td colspan="20"></td></tr> <tr><td>略</td><td colspan="20"></td></tr> </table>																					間が16日未満の者を除く。）の任免	略																					略																					給与室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略																				2 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員及びこれらの者の職に差する職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の給与の決定																																									略																					略																				
免																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
給与室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	2 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員（任用期間が1月未満の者を除く。）の給与の決定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																				間が16日未満の者を除く。）の任免																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
給与室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	2 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員及びこれらの者の職に差する職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の給与の決定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

（鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正）

第 2 条 鳥取県出納局等事務決裁規則（昭和49年鳥取県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<p>改正後</p> <p>別表第 3（第 6 条関係）</p> <p style="text-align: center;">出納局長及び室長の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 40%;">出納局長専決事項</th> <th style="width: 55%;">室長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1～5 略</td> <td>1～15 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 臨時的任用職員（任用期間が<u>1月</u>未満の者に限る。）の任免及び給与の決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7～25 略</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr><td colspan="3">備考 略</td></tr> </tbody> </table>	区分	出納局長専決事項	室長専決事項	共通	1～5 略	1～15 略		6 臨時的任用職員（任用期間が <u>1月</u> 未満の者に限る。）の任免及び給与の決定			7～25 略		略			備考 略			<p>改正前</p> <p>別表第 3（第 6 条関係）</p> <p style="text-align: center;">出納局長及び室長の専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 40%;">出納局長専決事項</th> <th style="width: 55%;">室長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1～5 略</td> <td>1～15 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 臨時的任用職員（任用期間が<u>16日</u>未満の者に限る。）の任免及び給与の決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7～25 略</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr><td colspan="3">備考 略</td></tr> </tbody> </table>	区分	出納局長専決事項	室長専決事項	共通	1～5 略	1～15 略		6 臨時的任用職員（任用期間が <u>16日</u> 未満の者に限る。）の任免及び給与の決定			7～25 略		略			備考 略		
区分	出納局長専決事項	室長専決事項																																			
共通	1～5 略	1～15 略																																			
	6 臨時的任用職員（任用期間が <u>1月</u> 未満の者に限る。）の任免及び給与の決定																																				
	7～25 略																																				
略																																					
備考 略																																					
区分	出納局長専決事項	室長専決事項																																			
共通	1～5 略	1～15 略																																			
	6 臨時的任用職員（任用期間が <u>16日</u> 未満の者に限る。）の任免及び給与の決定																																				
	7～25 略																																				
略																																					
備考 略																																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第1号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨） 第1条 この訓令は、職員（<u>任用期間が1月未満の臨時</u>的任用職員を除く。）の任免に係る発令の方法、発令の形式その他の発令に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この訓令は、職員（<u>雇用期間が16日未満の臨時</u>的任用職員を除く。）の任免に係る発令の方法、発令の形式その他の発令に関する事項を定めるものとする。</p>

附 則

この訓令は、平成21年 1月16日から施行する。